○ 緑 地 面積率 等に関する工場立 地 特例対象区域についての区域の区分ごとの基準 (平成十九年財務省、 厚生労

働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号)

最終改正 平成二十九年八月十六日

地域経済 済牽引事業の促進による地域 の成長発展 の基盤強化に関する法律第九条第二項に規定する緑地 面 積率

等に 関 するエ 場立 地 特 例 対象 区 域につい ての 区域 O区分ごとの基準は、 次の・ 表 のとおりとする。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
緑地の面積の敷地面積に	百分の十以上百分	百分の五以上百分	百分の一以上百分
対する割合の下限	の二十未満	の二十未満	の十未満
環境施設の面積の敷地面	百分の一五以上百	百分の十以上百分	百分の一以上百分
積に対する割合の下限	分の二十五未満	の二十五未満	の十五未満

(備考)

- 1 甲 種区域、 乙種区域及び丙種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
- 基準 甲種区: (平成十年大蔵省、 |域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域 厚生省、 農林水産省、 通商産業省、 運輸省告示第二号)に規定する第二種区域 (緑地面積率等に関する区域の区分ごとの

と同等の区域

- 乙種 区 域 主として工業等の用 に供されてい くる区域 (緑地 面 積率等に関する区域の区分ごとの 基準に
- 規定する第三種区域と同等の区域)
- 三 丙 種 区 域 専ら工 一業等 \mathcal{O} 般 住 民 \mathcal{O} 日常生活 の用 以外の用に供され てい . る区域
- 2 区 域 \mathcal{O} 設定に当たっては、 緑地 整備 \mathcal{O} 適 過切な推 進を図れ り 周 辺 <u>、</u>の 地 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 生活 環境を保全する観点 から、
- 次に掲 げ る事で 項に留意すること。 また、 各区域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 設定に当たっては、 特定 工場 *(*) 周辺に森林 や河 川 海、
- 運 河、 環境 施設などが存在している等、 その区域内の住 民 の生活環境に及ぼす影響が小さい区域であるこ
- とを考慮すること。
- 都市 計 画法 (昭 和四十三年法律第百号) 第八条第一項第一号に定める用途地域の定めがある地域につ
- いては、原則次の区分に従うこと。
- T 甲種区域」として設定することができる区域 準工業地 域
- 1 「乙種区域」として設定することができる区域 工業 地域、 工業専 用地域
- ウ 「丙種区域」として設定することができる区域 工業地域又は工業専用地域のうち、 設定区域にお
- け る住民の生活、 利便又は福祉のための用に供される施設 (住宅等の居住施設、 物品 三販売店2 舗 及び飲
- 食店等商業の用に供している施設、 図書館等の文教施設、 診療所等の医療施設、 老人ホ ーム及び保育
- 所等の社会福祉施設等であって、工業等の用に供している施設に付随して設置されたもの及び主とし

て工業等の 用 に供 L ている施設の従業員その他 の関係者 の利用に供されているものを除く。 以下同じ。

-)が存しない区域
- \mathcal{O} ることなく区域 周 工業 辺 \mathcal{O} 地 地 域であ 域に おける生活 の当てはめを行うこと。 っても多数 環境の保持が著しく困難と認められる場合については、 の住居が混在する場合など用途地域に即して区域を設定した場合に特定工場 用途地域にとらわ ħ
- 三 定 0 都 動 市 向、 計 画法第八条第一項第一号に定め 現に 用途 地 域の定めの ある周 辺 る用途地 地 域の状況等を参考に、 域の定めがな 7 地 特定工 地域に つい 一場の ては、 周 辺の 今後 地域について、 の用 途 地 域 の指 以

下

 \mathcal{O}

それぞれ

の要件を満たす範囲を特定して区域の区分を行うこと。

- T \Diamond の用に供される施設が近隣の準工業地域と同程度以下の割合で存する区域 甲種区域」として設定することができる区域 設定区域における住民の生活、 利便又は福祉 のた
- 1 8 0 「乙種区域」として設定することができる区域 用に供される施設が近隣の工業地域又は工業専用地域と同程度以下の割合で存する区域 設定区域における住民の生活、 利便又は福祉 のた
- ウ る住民の生活、 「丙種区域」として設定することができる区域 利便又は福祉のための用に供される施設が存しない区域 乙種区域に相当する区域のうち、 設定区域に おけ
- 匹 各区域の設定に当たっては、 現在でも緑地面積率が数%という状況にとどまっている、古くから形成

されてきた工業集積 地 のような地 域に区域を設定することによって、 特定工場における緑地 及び環境施

設 の整備を促 Ļ 結果として現状よりも 緑 地等の 整 備が進むように配慮すること。

また、 丙種区域の設定に当たっては、
 併せて丙種区域として設定しようとする区域の存する地域にお

け る緑 地及び環境施 設 の整備 に配 慮する等、 地域の環境の保全に留意すること。

五. 緑 地 及び 環境施設 のそれぞれの 面 積の 敷 地 面積に対する割合の下限値 の設定に当たっては、 区域内の

状 況のみにとどまらず、 区域に接する地域が当該 地 域の住民の生活の用に供されている状況を勘案して

特定工 場 の周辺の生活環境の保持がなされるように配慮すること。

3 工場立地法施行規則 (昭和四十九年大蔵省、 厚生省、 農林省、 通商産業省、 運輸省令第一号。 以 下

規則」という。)第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一 号トに掲げる施設と重複

する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、 敷地面積に緑地 面積率を乗じて得

た面積の百分の五十の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

附 則 (平成二三年九月三〇日財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省告示第三号

この告示は、公布の日から施行する。